

- 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。
- 計画期間:平成28年度～平成32年度(5か年)

計画の基本理念

- ・人優先の交通安全思想の下、道路交通事故死者数については、過去最悪時の4分の1以下にまで減少。
- ・より高い目標を掲げ、今後なお一層の交通事故の抑止を図るためには、従来の施策の深化はもとより、先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組む。
- また、公共交通等の安全対策に一層取り組む。
- ・これにより、交通事故のない社会の実現への大きな飛躍と世界をリードする交通安全社会を目指す。

道路交通の安全

交通事故死者数の15年ぶりの増加や安全運転義務違反に起因する死亡事故の割合が相対的に高くなっていることなどから、本計画の目標を達成し、世界一安全な道路交通を実現していくためには、これまでの対策の深化とともに、日々進歩する交通安全に資する先端技術や情報の活用を一層促進していくことが重要。

【目標】

① 24時間死者数を**2,500人(※)以下**とし、世界一安全な道路交通を実現する。
(※30日以内死者数約3,000人)

② 死傷者数を**50万人以下**にする。

【対策】

<視点>

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ① 高齢者及び子供の安全確保 ② 歩行者及び自転車の安全確保 ③ 生活道路における安全確保

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ① 先端技術の活用推進 ② 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 ③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

<対策の柱>

- ① 道路交通環境の整備 ② 交通安全思想の普及徹底 ③ 安全運転の確保 ④ 車両の安全性の確保 ⑤ 道路交通秩序の維持
⑥ 救助・救急活動の充実 ⑦ 被害者支援の充実と推進 ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

【交通事故情勢】

- ・平成27年中の交通事故死者数増加（高齢者の割合が54.6%と過去最高）
- ・近年、安全不確認、脇見運転等の安全運転義務違反に起因する死亡事故の割合が相対的に増加



交通事故が起きにくい環境づくりが必要

**【新たな視点】
「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」**

主な具体的施策

①先端技術の活用推進

- ・運転者の不注意や高齢運転者の身体機能の低下等に起因する事故を未然に防止する安全運転支援システム
- ・いち早く救助・救急を行うシステム
- ・世界をリードする技術の研究開発、新たな技術の有効活用



- 衝突被害軽減ブレーキ等、市場化された技術の義務化も含めた保安基準の拡充・強化
- ドライバー異常時対応システム等、実用化間際である新技術の開発・普及促進
- 開発が進められている自動走行技術等の開発・普及のための環境整備
- 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究
- 事故自動通報システム(ACN)等の普及・高度化
- 安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備、ETC2.0サービスの普及・促進

②交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ・発生場所、事故形態等を詳細な情報に基づき分析し、きめ細かな対策を実施



- 急ブレーキデータ等のビックデータを活用した潜在的危険箇所対策
- ドライブレコーダーやイベントデータレコーダーの情報を活用した事故実態の把握・分析
- 地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進
- 救命救急医療機関等との医工連携による新たな交通事故データベースの構築
- 医療機関の協力による事故の傷害発生メカニズムの詳細調査
- 高速道路の逆走事案への産学官が連携した先進の情報技術を活用した取組

③地域ぐるみの交通安全対策の推進

- ・地域住民等の主体的参加



- インターネット等により国民に対して交通事故情報を積極的提供
- 若者に対する効果的な情報提供と主体的に啓発活動等へ取り組むことができる環境整備
- 地域の見守り活動等を通じた地域ぐるみでの高齢者の安全確保
- 地域住民等の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を推進
- 住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成等